

大阪・関西万博三重県ブース（仮称）展示設計・運営基本計画策定 業務委託仕様書

1 委託事業の名称

大阪・関西万博三重県ブース（仮称）展示設計・運営基本計画策定業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

3 委託事業の目的等

2025年に開催される大阪・関西万博は、三重の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、三重県は、関西広域連合が設置する関西パビリオンに出展することとしており、令和5年3月に大阪・関西万博三重県ブース（仮称）出展基本計画（以下、「出展基本計画」とする。）を策定した。

本業務は、基本計画に基づき、展示設計・運営基本計画策定を目的としている。

4 業務委託内容

本事業で委託する内容は、次の（1）～（9）とする。

なお、業務の実施にあたっては、出展基本計画を踏まえるとともに、三重県と十分に協議・調整すること。

（1）展示企画・設計業務

- ア 展示内容、演出方法、設備計画の検討・確定
- イ 展示シナリオ、展示構成リスト作成
- ウ 平面計画（全体的な構成と配置、動線計画）作成
- エ 工種別細目の確定（意匠、造作、グラフィック、造形・模型・設備、映像・情報装置、映像・情報コンテンツ、演出照明）
- オ 展示設計図等作成（意匠図（平面図・立面図・断面図）、造作図、グラフィック図、造形・模型・設備・展示装置図、映像・情報装置図、映像・情報コンテンツ等シノプシス、演出照明・電気設備図）
- カ イメージパース、コーナースケッチの作成
- キ 展示製作費予算内訳書作成
- ク 維持管理予算設計内訳書作成
- ケ 展示制作の工程計画作成

（2）運営基本計画策定業務

- ・出展基本計画及び（1）を踏まえ、三重県ブース（仮称）運営基本計画を策定する。
- ・運営スタッフ等の雇用・研修、警備、清掃、機器の操作・保守等の運営実施業務の発注に係る具体的な与件の整理及び概算費用の算定を実施する。
- ・運営基本計画の策定にあたっては、関西パビリオンを主催する関西広域連合及び2025年日本国際博覧会協会と連携・調整を行うこと。

(3) 留意事項

- ・業務に必要な関係官公庁等との協議（特に県内市町等の意見聴取）、各種打合せ、資料作成、その他業務上必要となった事務等に協力すること。
- ・展示品等の構造・デザインは、ユニバーサルデザインと操作性、安全性に配慮したものとする。
- ・効率的な運用を前提とした展示設計を行うこと。
- ・展示品等に使用する素材や機器は、SDGs の理念を考慮し、環境に配慮したものとするよう心がけること。
- ・万博会期終了後の展示の利活用を考慮した上で展示設計を行うこと。

(4) 全体

①全体スケジュール

- ・(1) 及び (2) のそれぞれについて、公益社団法人 2025 日本国際博覧会協会が示す万博全体の事業計画、関西広域連合が示す関西パビリオンの事業計画、パビリオン配置・整備計画等の主な工程を踏まえた全体スケジュールを整理すること。(万博開催前から万博開催後まで)

②その他

- ・その他、大阪・関西万博に関連して三重県のプロモーションについて効果的な事項があれば、提案すること。
- ・事業実施に必要な各種調査を行うこと。

(5) 三重県ブース（仮称）展示設計・運営基本計画にかかる調整・会議等運營業務

- ・本業務に係る定例ミーティング等の開催、議事録の作製、全体管理を行うこと。

(6) 本業務に係る報告書の作成

- ・本業務に必要な事項については、三重県と協議の上、作成し、提出すること。

(7) 成果品の提出

本委託業務における成果品は、上記の報告書の他、調査に使用したデータ等も提出すること。

①展示設計図書、展示設計図面

②数量算出書、設計仕様書（内訳書）

③運営基本計画、数量計算書

受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及び提出方法については、事前に県の承認を受けること。

また、電子ファイルは、業務終了後に県が再利用しやすいよう配慮すること。

成果品については、電子ファイルの他、4部印刷の上、提出すること。

(8) 業務完了報告

受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書1部（任意様式、A4・両面印刷）を提出し、県の完了検査を受けること。

(9) その他

本業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せ（対面又はオンライン）の機会を月2回程度設けること。なお、電話やメールによる

打合せは随時行うものとする。

本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県と協議の上、決定すること。

5 納期及びスケジュール

成果品の納期について、令和6年3月22日（金）とする。

この他、本業務を進めるためのスケジュールについては県と協議の上、決定するものとする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

業務受託者は、業務受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

受託業務に従事する者又は従事していた者が、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

(3) 守秘義務

業務受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、業務受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

①業務受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 発注所属に報告すること。

(エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

②契約締結権者は、業務受託者が上記(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定

により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(6) その他

- ①委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含む。
- ②委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合には、県と協議の上実施するものとする。
- ③業務受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。